

議案第 4 7 号

あきる野市保健相談センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 5 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

使用料の額を改める必要がある。

あきる野市保健相談センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市保健相談センターの設置及び管理に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 9 1 号）の一部を次のように改正する。

|         |   |         |   |   |         |            |
|---------|---|---------|---|---|---------|------------|
| 別表第 2 中 | 「 |         | を | 「 |         | に改め、同表備考に次 |
|         |   | 6 0 0 円 |   |   | 7 0 0 円 |            |
|         |   | 4 0 0 円 |   |   | 4 5 0 円 |            |
|         |   | 3 0 0 円 |   |   | 3 5 0 円 |            |
|         | 」 |         |   | 」 |         |            |

のただし書を加える。

ただし、当該延長使用料に 1 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のあきる野市保健相談センターの設置及び管理に関する条例の規定により許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。